

## 資料 2

### 青森県新型インフルエンザ対策基本戦略素案の概要

#### 1 策定の趣旨

この基本戦略は、県のみならず、市町村、企業、関係団体、県民それぞれが講じる新型インフルエンザ対策の基本指針を示すために策定するものである。

#### 2 基本指針

(1) 官民が相互に連携、協力し合いながら一体となって取り組むこと

(2) 対策の目的は、「円滑な医療提供によって健康被害を最小限に抑えること」と「県民が生活できる必要最小限の機能を維持すること」の2つであること

(3) 市町村や企業等が策定する行動計画や業務継続計画等は、この基本戦略に沿ったものとする

(4) 対策を進める上での基本的な考え方は、

- ① 感染予防・感染拡大防止対策が基本であること
- ② 危機管理体制を確立して、発生時の対応を予め決定しておくこと
- ③ 対策を有効に機能させるためには、互いに情報を共有し合うこと

(5) 各主体の基本的な役割は

- ① 県は、新型インフルエンザ対策の拠点となること
- ② 市町村は、それぞれの地域の実情に応じて、社会的弱者への生活支援、上水道、一般廃棄物処理等県民生活に不可欠な事業等の継続に万全を期すること
- ③ 社会機能維持事業者は、感染予防・感染拡大防止対策を講じつつ事業の継続に努めること
- ④ 一般の事業者、学校、通所系施設等は、感染拡大防止の観点から適切な時期において事業の縮小、休止に努めること
- ⑤ 県民は、感染予防・感染拡大防止の観点から、常に自己の衛生管理に努めるとともに、適切な時期においては不要不急の外出の自粛に努めること

# 青森県新型インフルエンザ対策基本戦略

～社会機能を維持しながら感染の危険を下げるために～

(素案)

平成21年3月

# 基本戦略の構成

## I 基本戦略策定の趣旨

- なぜ基本戦略を策定するのか
- なぜ新型インフルエンザ対策が必要なのか
- 新型インフルエンザ対策の目的は2つ

## II 基本戦略の位置づけ

- 基本戦略に基づく県総合行動計画等の策定

## III 新型インフルエンザ発生時の本県の健康被害

- ひとつの想定

## IV 対策を進める上での基本的な考え方

- 基本は感染予防・感染拡大防止対策
- まずは危機管理体制の確立を
- 対策の有効性を担保する情報の提供・共有
- 各主体の基本的役割
- 発生段階に応じた主な対策

## I 基本戦略策定の趣旨

### ○ なぜ基本戦略を策定するのか

新型インフルエンザ対策は、国や県のみならず市町村、企業、関係団体、県民が一体となって取り組み、相互に連携、協力し合いながら進めることによって、感染予防・感染拡大の防止が図られ、その結果として社会機能も維持できるものである。

この基本戦略は、行政と民間それぞれが講じる新型インフルエンザ対策の基本指針を示すために策定するものである。

### ○ なぜ新型インフルエンザ対策が必要なのか

新型インフルエンザは、鳥インフルエンザウイルスが遺伝子変異を起こし、鳥から人、人から人へと容易に感染する能力を持つことなどによって発生するとされている。

いつ、どこで、どのような新型インフルエンザウイルスが出現するかは未知とされており、基本的にすべての人がそのウイルスに対する免疫を持たないため、出現すれば広範かつ急速に感染が拡大し、健康被害とこれに伴う社会機能の低下をもたらすことが危惧されている。

新型インフルエンザ発生の予兆ともいわれる鳥インフルエンザの人への感染が東南アジアを中心に見られ、新型インフルエンザはいつ発生してもおかしくない状況といわれており、発生した場合の被害を最小限に抑えるために新型インフルエンザ対策が必要となるのである。

### ○ 新型インフルエンザ対策の目的は2つ

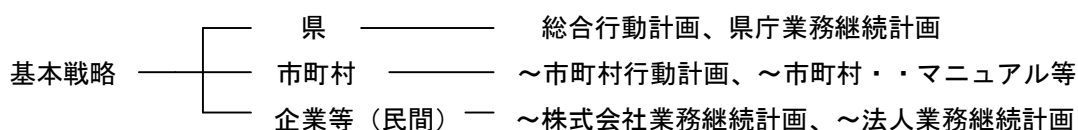
新型インフルエンザ対策は、次の2つの目的のために講じる。

1. 罹患者を増やさず、罹患者への円滑な医療提供によって健康被害を最小限に抑える。
2. 県民が生活できる必要最小限の機能を確保する。

## II 基本戦略の位置づけ

### ○ 基本戦略に基づく県総合行動計画等の策定

この基本戦略は、行政と民間が取り組む新型インフルエンザ対策の基本指針となるものであることから、それぞれの主体が策定した行動計画やマニュアル等の内容は、この基本戦略に沿ったものとなる。



## III 新型インフルエンザ発生時の本県の健康被害

### ○ ひとつの想定

被害の程度（感染性の強さ、致死率）はウイルスが持つ病原性によって異なるが、平成18年1月に策定した「青森県新型インフルエンザ対策行動計画」では、中程度を前提とし、何ら対策を講じない場合、8週間で次表のような健康被害を想定している。

(人)

区 分		最小値	中間値	最大値
医療機関受診患者数		155,025	198,477	288,125
内 訳	外来患者数	151,896	192,044	279,737
	入院患者数	2,215	5,105	6,365
	死亡者数	914	1,328	2,023

(注1) 病原性が中等度（アジアインフルエンザ並み：致死率0.53%）の場合の患者数で、県人口の25%が罹患するものと想定している。

(注2) 米国疾病管理センターの推計モデルFluAid2.0を使用して推計している。

## IV 対策を進める上での基本的な考え方

### ○ 基本は感染予防・感染拡大防止対策

新型インフルエンザが発生した場合、ウイルスに対する免疫を持たないために感染のリスクが極めて高くなり、人的被害の増加、それに伴う社会機能の低下が危惧される。

このため、いかに感染しないかの予防策、いかに感染させないかの拡大防止策が新型インフルエンザ対策の基本となる。

発生時における不要不急な外出、不特定多数の者との接触、発症者の出勤等は感染の大きな要因となることから、できるだけ避けることが必要である。

また、手洗い、うがい、咳エチケットの励行等個人における衛生管理、やむを得ない外出時のマスク着用、出張や会議の中止、学校や幼稚園の臨時休業等も重要な対策となる。

本人や家族の感染によって従業員が多数欠勤する職場も出てくることが想定される。そのような事態になれば事業の継続が危ぶまれる。特に、行政、電気、ガス、水道、食糧、石油、金融、運輸等社会機能の維持に必須の事業者にとって、業務継続計画等において従業員の感染予防・感染拡大防止対策を定めることが重要となる。

### ○ まずは危機管理体制の確立を

新型インフルエンザ発生に備え、何ら事前の準備をしていない企業や施設等は、発生後どのような事態に陥るか。例えば、

- ・ マスクや消毒液を購入しようとしても既に品切れ状態で、事業所内での感染拡大の可能性が高くなる。
- ・ 学校や幼稚園等の休業に伴う休暇取得者や発症による欠勤者が増えた場合、業務の継続が困難になる。
- ・ 欠勤者の増により、取引先が操業中止になった場合、会社や施設等の業務継続が困難になる。
- ・ 社内や施設内で発症した社員や入所者を病院に連れていくにしても、救急車はすぐには来ないし、だれも感染したくないため付き添う者がいない。
- ・ 欠勤者が増え続け、搬送トラックも確保できず、商品の納入が遅れる。
- ・ 欠勤者が増え続け、休業の事態に追い込まれ、再開のめどもたたず、その結果、資金繰りにも懸念が出てくる。

等が想定できる。いかに、事前準備が大切かわかる。

このような事態に陥らないため、事前対策としてまず危機管理体制を確立することが重要となる。具体的には、

- ・組織のトップを長とする対策会議等の設置と担当部署の決定
- ・産業医や保健所等との連携
- ・業務継続計画の策定（感染予防・拡大防止対策、非常時優先業務及び執行体制の決定）
- ・取引先等緊急連絡網の整備
- ・感染予防・拡大防止に必要な物品の備蓄
- ・訓練等の実施

等が考えられる。

発生後は、対策会議等を中心に、業務継続計画に基づいて対策を講じていけばパニックを最小限に抑えることができる。

以上は、社会機能維持事業者をはじめとした業務の継続を前提とした危機管理体制であるが、業種によっては、感染予防・感染拡大防止の観点から、新型インフルエンザ発生時には業務の縮小、休止も視野にいれた危機管理体制を確立しておくことが必要である。

個人の場合は、食料品や生活物資等の備蓄が危機管理のひとつとなり、外出機会も減るため感染予防・拡大防止策にもなる。

## ○ 対策の有効性を担保する情報の提供・共有

パニックや感染予防・感染拡大を防止するため、さらには、官・民が連携、協力しながら一体となって進める新型インフルエンザ対策が有効に機能するためには、各主体が情報を共有することが必要となる。

このため、県及び市町村は、プライバシーの保護等に十分留意しながら、迅速に正確な情報を提供し、住民、企業等が主体的かつ冷静に対策に取り組む体制を整える。

また、健康被害や社会・経済機能への影響に不安を抱く住民、企業等からの相談に応じるため、医療、教育、産業等に係る相談窓口を設置し、不安解消、感染予防・感染拡大防止に努める。

情報の共有には、報道機関を通じた提供や呼び掛けも重要であるため、報道機関との協力関係の構築が必要となる。

### <共有する主な情報>

（発生前）

- ・県内における鳥インフルエンザ等の発生状況
- ・感染予防・感染拡大防止対策の内容
- ・県の取組内容

(発生後)

- ・発生状況（地域、日時、健康被害の状況、感染拡大の状況、住民の反応など）
- ・医療施設の機能状況
- ・医薬品の充足状況
- ・有効な感染防止策
- ・社会生活基盤（通信、交通機関、電力、上下水道、生活物資、廃棄物処理、教育施設など）の状況
- ・厚生労働省が示した診断、治療方針

## ○ 各主体の基本的役割

罹患者を増やさず、罹患者への円滑な医療提供によって健康被害を最小限に抑え、県民が生活できる最小限の機能を確保するため、行政、企業、県民等官・民がそれぞれの役割を果たし、連携、協力しながら一体となって対策を進めていく。

各主体の基本的な役割は次の通りである。

<県>

新型インフルエンザ対策の拠点として、未発生期から対策に係る知識の普及啓発に努めるほか、医療の確保及び県民生活安定のための行動計画や県庁業務継続計画を策定し、発生に備えた準備を行うとともに、発生時には対策本部を設置して行動計画等に基づいた対策を推進する。

<市町村>

それぞれの地域の実情に応じた計画等を策定の上、住民の生活支援、独居高齢者や障害者等社会的弱者への対策及び患者収容施設の設置等の医療確保対策を行うとともに、上水道事業、廃棄物処理等県民生活に不可欠な事業の継続に万全を期する。

<医療機関、ライフライン事業者、食料品等の製造・販売事業者、金融機関、報道機関、生活物資等輸送事業者、通信事業者等社会機能の維持に関わる事業者>

新型インフルエンザ発生時においても県民が生活できる最小限の機能を確保するため、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、従業者への感染防止対策の実施や事業継続計画の策定などの準備を積極的に行うとともに、発生時には事業継続計画に基づいた対策を推進する。



<一般の事業者・関係団体・施設等>

新型インフルエンザ発生時においては、従業者や顧客等への感染拡大防止の観点から、不要不急の業務の縮小、休止を検討する。

企業は、収益の減少等経営に与える影響を考慮しながら、企業存続のための事業継続ができるようあらかじめ事業継続計画等を策定するよう努める。

学校等教育機関及び通所系福祉施設は、感染予防・拡大防止のため、県内発生時においては臨時休業するよう努める。

入所施設は、利用者の生活を確保するため、従業者や利用者への感染予防・拡大防止策を講じながら、事業継続できるようあらかじめ事業継続計画等を策定する。

<県民>

新型インフルエンザに関する正しい知識を得て、衛生管理、食料品・生活必需品等の備蓄、不要不急の外出自粛等感染予防・感染拡大防止に努める。

○ 発生段階に応じた主な対策

新型インフルエンザがどこで発生し、どのように波及していくかは未知であるが、ひとつの想定として、海外で発生後、我が国の首都圏で発生、次第に全国へ波及していくものとして、各発生段階に応じた主な対策を列挙する。

	発生段階	主 な 対 策
未 発 生 期	<p>海外において、鳥インフルエンザの人への感染が見られるが、人から人への感染は見られない。</p> <p>各主体とも、新型インフルエンザに係る正しい知識や情報を得ながら、発生に備えた体制や準備を整える時期である。</p>	<p>&lt;県&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務継続計画等の策定及び危機管理体制の整備</li> <li>・新型インフルエンザに係る知識の普及啓発</li> <li>・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄</li> <li>・医療提供体制の整備</li> <li>・鳥インフルエンザの発生予防                      など</li> </ul> <p>&lt;市町村&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務継続計画等の策定及び危機管理体制の整備</li> <li>・在宅高齢者や障害者等への生活支援等に係る対応検討</li> <li>・患者収容施設の確保検討                      など</li> </ul> <p>&lt;事業者・施設等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務継続計画等の策定及び危機管理体制の整備</li> <li>・従業員の感染予防・拡大防止対策の検討    など</li> </ul> <p>&lt;県民&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インフルエンザ予防の習慣づけ(免疫力向上含む)</li> <li>・食料品、生活物資等の備蓄</li> <li>・季節性インフルエンザワクチンの接種                      など</li> </ul>

発生段階		主 な 対 策
海外発生期	<p>海外において人から人への感染が認められ、新型インフルエンザの発生が確認された。</p> <p>各主体とも、自ら策定した計画等を実行に移す準備を整える時期である。</p>	<p>&lt;県&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生状況に関する情報の提供</li> <li>・各保健所への医療相談センターの設置</li> <li>・社会機能維持事業者に対する各種の要請 など</li> </ul> <p>&lt;市町村&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村立学校の臨時休業の準備</li> <li>・各種相談体制の整備</li> <li>・在宅要援護者リストの作成及び支援体制の準備 など</li> </ul> <p>&lt;事業者・施設等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染予防・感染拡大防止対策の準備</li> <li>・事業の継続又は自粛の準備</li> <li>・発生国への出張自粛 など</li> </ul> <p>&lt;県民&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族内での役割分担等の話し合い</li> <li>・発生国への渡航自粛 など</li> </ul>

発生段階		主 な 対 策
国内発生期	<p>国内で新型インフルエンザの発生が確認された。</p> <p>各主体とも、自ら策定した計画等を実行に移す時期である</p>	<p>&lt;県&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対策本部の設置</li> <li>・発生状況に関する情報の提供</li> <li>・発生地域への旅行の自粛要請や事業の自粛要請</li> <li>・社会機能維持事業者に対する各種の要請 など</li> </ul> <p>&lt;市町村&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理体制への移行</li> <li>・集客施設等の事業休止等の準備</li> <li>・一時的遺体安置施設の確保検討 など</li> </ul> <p>&lt;事業者・施設等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理体制への移行</li> <li>・従業員に対する感染予防・感染拡大防止対策の周知</li> <li>・顧客に対する事業継続等に係る情報の提供 など</li> </ul> <p>&lt;県民&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生地域への旅行の自粛</li> <li>・自治会等地域活動への協力 など</li> </ul>

発生段階		主 な 対 策
県 内 感 染 拡 大 期	<p>県内で新型インフルエンザの発生が確認され、感染の拡大が予想される。</p> <p>各主体とも、国内発生期の対策を充実強化し、感染予防・感染拡大防止対策を徹底する時期である</p>	<p>&lt;県&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県庁業務継続計画に基づく業務の執行</li> <li>・ 発生状況に関する情報の提供</li> <li>・ 各種犯罪防止活動</li> <li>・ 学校に対する臨時休業の要請</li> <li>・ 米、農産物等買占め防止広報</li> <li>・ 感染症法に基づく入院勧告の実施 など</li> </ul> <p>&lt;市町村&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 患者収容施設の設置準備</li> <li>・ 一時的遺体安置施設の設置準備 など</li> </ul> <p>&lt;事業者・施設等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校、通所施設の臨時休業</li> <li>・ 社会機能維持事業者の事業継続</li> <li>・ 不特定多数の者が集まる集会、興行等の自粛</li> <li>・ 地域の中核病院に新型インフルエンザ外来を設置 など</li> </ul> <p>&lt;県民&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不要不急な外出の自粛</li> <li>・ 自治会等地域活動への協力 など</li> </ul>

発生段階		主 な 対 策
県 内 ま ん 延 回 復 期	<p>県内で急速に感染が拡大し、流行している。</p> <p>各主体とも、引き続き感染予防・感染拡大防止対策を強化し、重要業務を継続する時期である。</p>	<p>&lt;県&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生状況に関する情報の提供 など</li> </ul> <p>&lt;市町村&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 患者収容施設の設置</li> <li>・ 一時的遺体安置施設の設置 など</li> </ul> <p>&lt;事業者・施設等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会機能維持事業者間相互の協力、応援による事業継続</li> <li>・ 全ての医療機関による罹患者の受け入れ など</li> </ul> <p>&lt;県民&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不要不急な外出の自粛</li> <li>・ 自治会等地域活動への協力 など</li> </ul>

発生段階		主 な 対 策	
小 康 期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている。	<県> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生状況に関する情報の提供</li> <li>・ 外出や集会の自粛の解除時期の検討</li> <li>・ 学校や通所施設等の再開時期の検討</li> </ul> など	
	社会・経済機能の回復を図り、流行の第二波に備える。	<市町村> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 患者収容施設の撤去</li> <li>・ 一時的遺体安置所の撤去</li> </ul> など <事業者・施設等> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平時体制への移行時期の検討</li> </ul> など	